

防大艇友会口座代表者交代に伴う 会則改正案の承認について

1 表題の会則改正について、以下のように決定したので通知する。

2 改正経緯

(1) 持回理事会結果 (6月26日～7月4日)

回答者：篠田理事、平木幹事、泉副会長、橋本監督、佐藤理事、槻木副会長、米村理事、松下理事 (回答順)

結果：賛成8名、反対なし

会則第14条により、役員(会長、副会長、理事：8名(監督は除く))のうち2/3以上の回答があったため、理事会として案を一部修正し会則改正を決議した。

(2) 会長決裁 (7月7日)

案のとおり承認された。

3 役員意見及び処置

(1) 振込通知は改正案の住所で問題なく届くのか。(平木幹事)

⇒橋本監督が防大内の郵便物の扱いを調査し、問題ないことを確認した。

(2) 第11条3項の改正案の後半部分の会計理事の業務の記述は、前半の「理事は、・・・日常の業務に従事し、・・・」と重複するので不用。(米村理事)

⇒改正案の追加部分を「また、会計担当理事は会費等徴収口座の代表者を兼務する。」に修正する。

(2) 取扱い郵便局を変更してよいことを付記する必要はないか。(米村理事)

⇒会則に取扱い郵便局の規定はないため、会計担当理事の業務範囲内と解釈でき、付記しない。

4 会則改正 (案)

現行会則	改正案
(事務局) 第2条 本会の事務局を「〒239-8686 神奈川県横須賀市走水 1-10-20 防衛大学校 建設環境工学科」気付 防大艇友会に置く。	(事務局) 第2条 本会の事務局を「〒239-8686 神奈川県横須賀市走水 1-10-20 防衛大学校 ボート部 (OB 係学生) 」気付 防大艇友会に置く。

<p>(役員の職務)</p> <p>第 11 条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時または会長が欠けたときは、予め会長が指名した順序で、その職務を代理し、またはその職務を行う。</p> <p>3 理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。</p> <p>4 幹事は会計及び業務の執行を監査する。</p> <p>5 理事補佐は各理事の業務執行に関し理事を補佐する。</p>	<p>(役員の職務)</p> <p>第 11 条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時または会長が欠けたときは、予め会長が指名した順序で、その職務を代理し、またはその職務を行う。</p> <p>3 理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。 また、会計担当理事は会費等徴収口座の代表者を兼務する。</p> <p>4 幹事は会計及び業務の執行を監査する。</p> <p>5 理事補佐は各理事の業務執行に関し理事を補佐する。</p>
<p>附則</p> <p>1 この会則に定めのない事項については、理事会の決議によって処理し総会に報告するものとする。</p> <p>2 この会則は、平成 21 年 2 月 8 日から施行する。</p> <p>3 防衛大学校艇友会会則（平成 19 年 3 月 12 日）を廃止する。</p> <p>4 防衛大学校艇友会の設立年月日は、昭和 42 年 12 月 12 日である。</p>	<p>附則</p> <p>1 この会則に定めのない事項については、理事会の決議によって処理し総会に報告するものとする。</p> <p>2 この会則は、平成 26 年 7 月 7 日から施行する。</p> <p>3 防衛大学校艇友会会則（平成 21 年 2 月 8 日）を廃止する。</p> <p>4 防衛大学校艇友会の設立年月日は、昭和 42 年 12 月 12 日である。</p>